

疫病発生予防管理と経済社会発展の

税費優遇政策の手引き

新型コロナウイルス対策として税務部門は17項目の政策を打ち出しています。予防から再開に向けてのフェーズに移行中の中国ですが表面化した危機対応の早さはさすがです。

個人所得税の免税

2020年1月1日から単位が発給した個人用の予防新型コロナウイルス感染肺炎の医薬品、医療用品と防護用品等の実物（現金を含まない）については、給与の収入に算入せず個人所得税は免税とする。

貨物運輸収入に係る増値税の免税

2020年1月1日から納税人が取得した疫病発生予防管理重点保障物資の運輸収入については増値税を免税とする。優遇政策の適用終了日については疫病の発生状況を見て公告する。

疫病発生予防管理重点保障物資の具体的な範囲は国家发展改革委員、工業と情報化部門が確定する。

公共交通運輸サービス、生活サービス及び生活必需品の配送サービス収入に係る増値税の免税

2020年1月1日から納税者が提供した公共交通運輸サービス、生活サービス並びに生活必需品の配送サービスに係る収入について増値税を免税とする。

生活サービスには、都市住民が日常生活を満たす必要な各種のサービス活動を指し、文化体育サービス、教育医療サービス、旅行娯楽サービス、飲食宿泊サービス。住民の日常サービスとその他の生活サービスを含む。

重点物資生産拡大設備の即時償却

2020年1月1日から対疫病発生予防管理、重点保障物資の生産企業は、生産能力の拡大のために購入設置した関連する設備は即時償却を認め当期の損金に算入する。

寄附金控除

2020年1月1日から公益性社会組織或いは県級以上の人民政府及びその部門など国家機関に寄付した疫病に対する現金と物品は企業所得税或いは個人所得税の全額控除を認める。

増値税等の免税

2020年1月1日から単位等が生産、委託加工或いは購入した貨物を疫病の予防治療を担う病院等に直接寄付した新型コロナウイルス感染の肺炎物品について増値税、消費税、都市維持建設税、教育費付加等は免税とする。

繰越欠損金

2020年1月1日から疫病発生の影響を受ける困難業種企業は2020年度に発生した繰越損失を最大8年繰り越すことができる。

困難業種企業には交通運輸、飲食、宿泊、旅行業の四大分類をいう。具体的な判断は現行の《国民経済業種分類》により執行する。

社会保障費の軽減

企業の養老、失業、工傷保険の単位納付を段階的に減免する。

- ・2020年2月から湖北省の各種参加保険単位（機関事業単位は含まない）は三項社会保険の単位納付部分を免除できる。免除期間は5か月を超えない。
- ・2020年2月から各省、自治区、直轄市（湖北省を除く）等は、中小零細企業の三項社会保険の単位納付部分を免除できる。免除期間は5か月を超えない。大型企業等その他の参加保険単位（機関事業単位を含まない）は三項社会保険の単位納付部分を半減することができる。半減期間は3か月を超えない。
- ・疫病の影響を受け、生産経営に重大な困難が発生した単位は、申請のより社会保険費の納付期限を延長することができる。延長期間は原則上6か月を超えない。延長期間の延滞金は免除する。

職工医療保険の単位納付を段階的に減免する。

2020年2月から各省、自治区、直轄市等は、指導統括地区の基金運行状況と実際の業務需要に基づき、基金の中長期収支のバランスが確保される前提の下に、職工医療保険単位の納付部分につき半減することはできる。減額期間は5か月を超えない。